

知っていますか？ 必要な手続き

子どもが就職した！ [被扶養者の削除]



被扶養者が就職したり、収入が増えた場合は、扶養からはずす手続きをする必要があります。手続きは自動的に行われませんので、会社の人事担当者にすみやかに次の書類を提出してください。

- 健康保険被扶養者(異動)届【減】
- (交付されている場合)扶養からはずれる人の資格確認書

詳しくは、当健保組合ホームページ「家族の加入・脱退」をご覧ください。

なお、扶養からはずれるお手続きをせず、被保険者証を使用したときは医療費を返還していただきます。返還していただく医療費は、被扶養者ではなかった期間の医療費(7~9割)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費などの各種給付金、人間ドック・けんぽ共同健診の健診費等も返還の対象となります。



令和7年度 被扶養者調査

ご協力ありがとうございました

調査結果

■ 削除件数 (内訳)
対象者は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

就職	収入増	失業給付 受給開始	送金不足	その他 (添付書類なし等)	合計
6	56	1	6	18	87

削除効果(見込): 2,889万円/年

1人当たり医療費・納付金額から試算
(内訳)医療費: 1,395万円/年
納付金: 1,494万円/年

正しく届出をしていれば、みなさんが納めた保険料から
払わずに済んだお金です！

健康保険では、保険料を負担している被保険者(本人)だけでなく、保険料を負担していない被扶養者(家族)の方にも保険給付(医療費負担)等を行っていたり、皆様からの保険料の一部を納付金として国に納めています。この納付金は、扶養家族を含む医療費等によって決められているため、扶養家族の申請を正しく行わないと、余分な納付金を納めることとなります。よって、本来被扶養者の条件を満たしていない方を加入させていることは、健康保険組合の財政に大きな影響を与え、将来的には皆さんが納める保険料の引き上げにつながる可能性があります！

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします

- 被扶養者の資格要件をご存じですか？
- 被扶養者となっているご家族の収入を把握していますか？



被扶養者の資格は、無条件に与えられているわけではなく、一定の要件を満たした場合に被扶養者として認定し、医療費などの保険給付を行っています。

毎年行われている被扶養者調査で、「配偶者の収入は知らない」「遠方にいるので、子供のことはわからない」「学生だから被扶養者要件の金額を超える収入があるわけがない」といった声を聞きます。

被扶養者は、被保険者によって生計が維持されていることが必要ですから、被保険者は被扶養者の収入を把握し、資格要件を満たしていることを意識していただく必要があります。また、学生であることが被扶養者の要件ではありません。実際に、学生であっても被扶養者要件を超える収入があったため、遑って扶養削除となるケースが毎年多く発生しております。あらためて『被扶養者の資格要件』や『健康保険組合への必要な手続き』について被扶養者のご家族とともにご確認いただきますようお願いいたします。

(予告) 令和8年の被扶養者調査について

令和8年度につきましても、被扶養者調査を実施いたしますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。詳細につきましては後日お知らせいたしますが、あらかじめ審査に必要な書類のご準備をお願いします。なお、被扶養者調査の調査対象者は配偶者だけでなく、お子様につきましても調査を行っておりますので、書類が必要となります旨、あらかじめご承知おきください。

- ・パート・アルバイトをしている方は給与明細書すべて(賞与や感謝金なども含む)
- ・自営業をしている方は、確定申告書・収支内訳書すべて
- ・各種年金(非課税年金を含む)をもらっている方は、直近の振込通知書、労働条件通知書
- ・別居家族への送金証明書すべて ※手渡しの場合は被扶養者として認定できません。

給与明細等の収入証明書については2年間は大事に保管しておいてください。